

■ 収 入 の 算 定

所得月額、入居者及び同居者の所得金額の合算額から、扶養控除（注２）や特別控除（注３）などあてはまる控除額をすべて差し引いた額を１２で割った金額です。

【所得月額の計算方法】

← 所得（１人ずつ計算） →

{

・ 所得金額（注１）－所得控除（10 万円まで）

・ 事業所得等（税務署決定額）

}

← 全員の所得を合算後計算 →

{

－ 扶養控除（注２）

－ 特別控除（注３）

}

÷ 12

（注１）所得金額

所得の種類	所 得	控除額
①給与所得のある方	給与等総収入金額から給与所得控除を差し引いた額	別表１参照
②公的年金所得のある方	公的年金支給額から公的年金控除を差し引いた額	別表２参照

（注２）扶養控除 申込者を除く１人につき３８万円（学生など別居扶養親族も含む）

（注３）特別控除 下記の表参照（１人につき）

特別控除の種類	内 容	控 除 額
障 害 者	身体１～２級、精神１級、療育Ａ	40 万円
	身体３～６級、精神２、３級、療育Ｂ	27 万円
老人控除対象配偶者 老 人 扶 養 親 族	70 歳以上で、所得が 48 万円以下の扶養親族	10 万円
特 定 扶 養 親 族	16 歳以上 23 歳未満で、所得が 48 万円以下の扶養親族	25 万円
ひ と り 親	所得 500 万円以下で、未婚もしくは配偶者と離婚・死別した後に婚姻しておらず、所得が 48 万円以下の子と生計を一にする者	35 万円 （所得が 35 万円以下のときはその額）
寡 婦	所得 500 万円以下で、夫と離別後婚姻しておらず所得が 48 万円以下の扶養親族がある者もしくは夫と死別後婚姻していない者	27 万円 （所得が 27 万円以下のときはその額）

※生活保護法による扶助料、雇用保険金、遺族年金、障害福祉年金などの非課税所得や退職金、一時所得は含めません。

（別表１）【収入基準早見表】

給与所得者の場合。ただし、（注３）特別控除がないとき。

収入基準（月額）	収入基準早見表（給与所得者）		
158,000 円以上 ～ 487,000 円以下	世帯員	給与収入総額	所得額
	1 人	2,968,000 円～ 7,826,667 円	1,994,800 円～ 5,944,000 円
	2 人	3,512,000 円～ 8,248,889 円	2,375,600 円～ 6,324,000 円
	3 人	3,996,000 円～ 8,654,000 円	2,753,600 円～ 6,704,000 円
	4 人	4,472,000 円～ 9,034,000 円	3,134,400 円～ 7,084,000 円
	5 人	4,948,000 円～ 9,414,000 円	3,515,200 円～ 7,464,000 円

（別表２）【公的年金控除】

① 65 歳以上の方

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
330 万円未満	110 万円
330 万以上 410 万円未満	収入金額×25%+27.5 万円
410 万以上 770 万円未満	収入金額×15%+68.5 万円

② 65 歳未満の方

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
130 万円未満	60 万円
130 万以上 410 万円未満	収入金額×25%+27.5 万円
410 万以上 770 万円未満	収入金額×15%+68.5 万円

令和 7 年度

白山市営住宅入居者募集について

（地域優良賃貸住宅・特定公共賃貸住宅）

■ 申 込 資 格

地域優良賃貸住宅については、１～７の条件を満たすこと。

特定公共賃貸住宅については、３～７の条件を満たすこと。

1 現在、同居している、又は同居しようとする親族があること。

- ・ 事実上婚姻関係と同様の事情にある方・婚約関係、白山市パートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方も含まれます。
- ・ 家族を故意または不自然に分割（又は合併）する世帯のお申込みはできません。
- ・ 兄弟姉妹のみのお申込みは原則としてできません。

2 下記のいずれかの世帯に該当すること。

- ① 子育て世帯（同居者に 18 歳未満の方がいる世帯）
- ② 高齢者世帯（申込者が 60 歳以上、かつ、同居者が配偶者又は 60 歳以上の親族の世帯）
- ③ 障害者世帯（身体 1～4 級、精神 1～2 級、知的 A、B（軽度を除く）のいずれかの方がいる世帯）

3 入居しようとする世帯員の所得合算額が、法令で定める基準額以内であること。
※ 収入基準月額の計算方法は、「収入の算定」をご確認ください。

収入基準月額 158,000 円以上 487,000 円以下
ただし、158,000 円未満であっても、今後所得の増加が見込まれる場合はお申込みできます。

4 自ら居住するため住宅を必要とすること。

5 市税の滞納がないこと。

6 保険料（介護保険・後期高齢者医療保険）の滞納がないこと。（65 歳以上の方のみ）

7 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

問い合わせ・申し込み先

◎白山市営住宅管理センター 076-274-2005 （白山市村井町 480 番地 1）

■募集について

1 抽選（定期募集）

令和7年8月29日（金）に白山市営住宅管理センターで抽選会を行います。
この抽選会は、令和7年10月中旬に入居可能な空家への入居者と、今後発生する空家への入居登録順位を決めるものです。

2 その他の募集（随時募集）

令和7年9月1日以降、令和8年6月30日までは随時、申込みを受け付けます。
この場合は、上記1の順位の末尾に、申込み順に順番を登録します。

3 有効期限

登録された順位の有効期限は、令和8年6月30日です。今回の入居申込みで
入居できなかった方が再度入居申込みをする場合は、改めて書類の提出が必要です。

■受付期間

※土・日・祝日は除く、8：30～17：15

定期募集：令和7年7月25日（金）～令和7年8月8日（金）

随時募集：令和7年9月1日（月）～令和8年6月30日（火）

■申込方法

下記の書類を白山市営住宅管理センターに提出してください。

※各種証明書は発行から3か月以内のもので、原本に限ります。

応募は1世帯、1住宅とします。電話、FAX、郵送でのお申し込みはできません。

なお、提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

- ① 入居申込書
- ② 所得証明書（最新かつ市町村長発行のもので、幼児、学生以外全員のもの）
- ③ 住民票（入居される方全員のもの）
- ④ 納税証明書又は非課税証明書（市町村長発行のもの）
- ⑤ 保険料（介護保険・後期高齢者医療保険）の滞納がないことを確認できる資料（65歳以上の方のみ）
- ⑥ 暴力団員でない旨の誓約書
- ⑦ 戸籍謄本（配偶者のいない方のみ）
- ⑧ その他必要書類（源泉徴収票、障害者手帳、退職証明書、給与支払証明書など）

■申込住宅の選択基準

3DK・3LDKについては、原則として、3人以上の世帯の方がお申し込みできます。
ただし、白山ろくの住宅の3DK・3LDKについては、3人未満でもお申込みいただけます。
なお、入居後は、特別な事情がない限り住宅を移動できません。

■地域優良賃貸住宅の減額制度

地域優良賃貸住宅の入居者のうち、収入基準月額が214,000円以下の世帯は、
申請により家賃の減額ができる場合があります。

■募集する住宅

募集住宅に空家が生じた場合、申込登録された方の中から入居となります。

名称	構造 階数	建設 年度	間取り	戸数	駐車場	家賃（円）	備考
和波	耐火3階	H21	2LDK	4	各戸 1台	59,000	地優賃
			3LDK	2		69,000	
福岡	耐火2階	H7	3LDK	8	各戸 1台	36,000	特公賃
綱打	木造平屋	H7	1LDK	3	各戸 1台	27,300	特公賃
瀬女 ハイツB	耐火3階	H11	1DK	3	各戸 1台	22,200	特公賃
			2DK	6		29,400・37,200	
			3DK	3		43,100	
しゃく なげ	耐火5階	H11	3LDK	12	各戸 1台	44,600	特公賃

※和波住宅・しゃくなげ住宅にはエレベーターがあります。

■申込みにあたっての留意事項

1 連帯保証人について

- ・連帯保証人は、原則、以下の条件をすべて満たすことが必要です。
 - ①身元及び家賃の支払いなどの保証ができる
 - ②入居決定者と同程度以上の収入を有する
 - ③公営住宅の入居者ではない※連帯保証人が支払いの責任を負う上限（極度額）は入居時の家賃の12か月分です。
※どうしても連帯保証人のなり手がみつからないときは、入居者の費用負担で
家賃債務保証業者と契約することで連帯保証人に代えることができます。
（ただしこの場合、緊急連絡先となる方の確保が必要です。）

2 家賃・敷金等について

- ・家賃や駐車場使用料の納入は原則、口座振替による支払いとなります。
- ・住宅の共用部分（廊下、階段等）の電気料金、共用の水道料金などは、入居者の皆さんで負担していただきます。
- ・入居の際は、敷金（家賃の3か月分）及び駐車場保証金（駐車場使用料の3か月分）を納付していただきます。

3 鍵渡しと入居について

- ・事前に部屋の中をお見せすることはできません。敷金納付後、部屋の鍵をお渡しします。

4 入居者設置の設備等について

- ・住宅の照明器具は入居者で用意していただきます。
- ・網戸が設置済みの住宅は、網戸の修理については入居者で負担していただきます。

5 ペットの飼育について

- ・ペットの飼育は禁止です。ただし、障害のある方で、盲導犬、介助犬の利用を希望する場合は、その飼育を認めておりますので、お申し出ください。

6 退去について

- ・退去の際は、ふすまや障子、網戸の張り替えなどを入居者の負担で行います。
- ・入居者責任による施設破損の修繕費用及び入居者設置の設備の撤去費用は、入居者の負担となります。